令和元年9月20日 №.358

畜産会 経営情報

●提 HACCE シ

農場 HACCP システムを活用した畜産経営支援について

(一社) 神奈川県畜産会 橋本 聡

主 | な | ? 行政の窓消費税「軽減税率」制度について~畜産農家に必要な対応等の視点から~

財務省主税局 加藤博之

記

3 畜産学習室【連載】畜産現場におけるよりよい消毒を考える①

期 令二

事

④ 畜産データボックス平成30年度養豚農業実態調査全国集計結果から③

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の交付金単価

公益社団法人中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デイーアイシービル9階 TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890 URL http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/ E-mail jlia@jlia.jp

セミナー

経営技術

農場 HACCP システムを活用した 畜産経営支援について

(一社) 神奈川県畜産会 橋 本 聡

はじめに



神奈川県畜産会では、昭和31年の会設立当 初より、畜産農家の経営改善を看板に経営診 断業務を主軸として運営を行ってきました。

おそらく先々代、先代のコンサルタントを 行ってきた先輩方からすれば、現在の県内の 飼養戸数・頭数を聞いたら、ため息が出るほ どの状況だと思われます。それでも都市化の 進む中で、環境対策、衛生対策、生産コスト 対策、販売戦略、後継者育成など、たくさん の課題をクリアしながら都市近郊の畜産を守 り続け、先代から引き継いできたのが現在の 経営者たちであり、その家族や従業員たちで す。

経営戦略も時代とともに変化し、品種改良 や独自飼料設計によるブランド化、6次産業





昭和39年:事務所で「そろばん」と「計算機」でコン サルデータ集計作業

化、ICT 活用など、さまざまな技術と情報を 活用しながら収益性を確保しています。

そうした中で、私たち畜産コンサルタントと言われる支援者側も、その変化に対応し一歩一歩ステップアップしながら支援していかなければなりません。



令和元年:筆者の事務所でコンサルデータ集計作業

ここ数年、農場 HACCP 認証取得に対する衛生管理システムの構築作業に携わる機会が増えるとともに、支援チームを結成し構築作業を行う中での助言や認証取得後のシステム運用を支援する中で、うまく経営改善につなげている事例が見受けられます。

畜産コンサルタントと ■■■ 農場 HACCP 構築との関連 ■■■

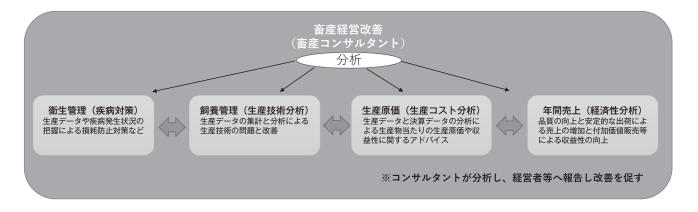
現在、畜産コンサルタントとして畜産経営を支援していく上で、大きく分けて「飼養管理(生産技術分析)」「衛生管理(疾病対策)」「生産原価(生産コスト分析)」「年間売上(経済性分析)」などの柱を中心にデータ収集し、その相互関係も含めて分析し、コンサルティングを行っています(図1)。

これは家族経営でも、法人格の会社経営でも視点は変わりません。経営の収益性に影響を及ぼしている部分がどこにあるのか、収集したデータや現地での聞き取りを元に分析し、生産目標や収益性の目標に対しての現状値を示すことで改善すべき項目を挙げ、責任者や経営者に対して改善を提案しています。

農場 HACCP においても、家族経営も、 法人格の会社経営でも考え方は変わりません。生産農場における衛生管理を向上させ、 畜産物の安全性を確保することを目的に「農 場 HACCP 認証基準」が公表されています が、この基準に沿って HACCP システムを

(図1) 現状の畜産コンサルタントの経営改善(外部からの視点)

畜産コンサルティングと農場HACCPシステムとの関連性



構築運用する中で、マネジメントシステム (経営者が立てた方針や目標を、従事者 (家族) や従業員が一丸となって経営目標を達成するために行う活動の仕組みやルール)としての特性を生かし、農場内のHACCPチームが日々の生産活動の中で得られた情報を分析し、課題の改善につなげていく仕組みを作っていきます。この取り組みは、経営改善のツールとしても活用できるものと考えています (図2)。

現状の畜産コンサルティングはコンサルタントが外部からの視点で経営データを収集分析し、改善につなげていきますが、農場HACCPでは内部からの視点でHACCPチームがデータや情報を収集分析し、改善につなげます。

農場 HACCP システムを 活用した経営改善 ■■■

農場 HACCP システムを構築していく中

で、主要な生産工程や作業工程を細かく文書 化し、分析し、安全性を担保していくという 過程があります。要は農場内作業を見える化 (文書化)することで、作業レベルの均一化 を図るものです。これは今まで親子や従業員 間での作業ムラがあった農場では改善につながり、ひいては生産性の安定や品質向上につながります。つまり、畜産コンサルでいう「生産技術支援(飼養管理の改善)」に関連する部分です。

県内では、疾病予防対策で、牛の導入作業 手順を細かく文書化することで導入直後の治療が大幅に減少した事例もあります。このように、農場 HACCP システムを構築しながら、自農場の問題点が洗い出されて経営改善に結びつく場合もあります。

今年7月、県内では農場 HACCP 認証が 6農場目となりました。認証取得後の PDCA サイクルを回しながら経営改善につ

(図2)農場 HACCP の情報分析による経営改善(内部からの視点)

農場HACCPシステム活用による経営改善 (HACCPチーム・経営者) ※HACCP チームが分析し、経営者へ報告し改善へつなげる ② 生産環境の文書化(農場内作業の見える化による ① 衛生管理目標の設定(生産目標や経営管理目標) 飼養管理技術の均一化) 年間や半期といった短い間隔での目標を定め、農場全体で達 日々の農場作業等を文書やマニュアル化することによる生産 成に向けた活動を行う 技術や衛生管理の均一化、作業従事者間による作業内容のバ ラつきの軽減 ③ 内部・外部コミュニケーション(HACCP チー ④ モニタリング及び検証活動の記録 ム会議・外部専門家 (コンサルタント等の活用) 情報の分析と 家畜や畜産物の安全性が確保出来ているか必須管理点 農場内の情報の共有、獣医師・行政等の情報、衛生管理目 システムの更新 (CCP) の逸脱が無いか記録の確認と検証を行うことで農 標の進捗、課題への対策や改善方法のアドバイス 場内の危害を制御 (PDCAサイクル) ⑤ 教育訓練(農場内従事者の生産技術や衛生管理 ⑥ 経済性に関わる情報 等の知識の向上) 自社製品に対する出荷先からのクレームや生産段階での家畜 農場での衛生管理に関する基本的な知識や生産技術、新た の疾病や事故などによる経済的な損失に関わる事項に対する な技術等への理解と習得など 情報分析



県内酪農3戸の農場 HACCP グループ構築風景(各農場ごとに専門家チームで構築支援)

なげている事例も多く、その多くは、HACCP チームが行う「内部検証」「情報の分析」と、 経営者が行う「衛生管理システムの更新」(農 場 HACCP 認証基準第6章)により、定期 的にシステムの検証や文章を見直し、必要に 応じて HACCP システムを更新することで 改善に結びつけています。

●生産目標の明確化(図2の①、図3)

農場 HACCP システムでは、管理目標(生産目標や経営管理目標など)を明確に定め、

農場全体で目標達成に向けた活動を行うこと で農場内の課題を共有し、改善につなげま す。

●作業の見える化による作業レベルの確保(図2の②)

構築中に行われる作業の文書化とは別に、 生産工程や衛生管理工程などでは従事者ごと の作業のブレをなくすため、図解や写真入り の作業マニュアルを作成しますが、そのこと がヘルパー利用時などに発生する作業のブレ

(図3) 経営者が目標を定め、定期的に見直すことで達成率を把握する

平成30年度 衛生管理目標

- 1. 生産環境の整備をはかる
 - ・牛の死亡事故をゼロ
 - ・導入牛の隔離の徹底を継続
- 2. 内部・外部のコミュニケーションの充実
 - ・情報連絡票の活用の徹底
 - ・地域消費者への安全で衛生的な飼養環境のPR(年3件以上)
- 3. 農業従事者への教育・訓練の充実
 - ・農業従事者のHACCPシステムおよび一般衛生管理プログラムに 関する理解を深める



一般的衛生管理プログラムの確立 (各種作業マニュアルの作成)

への対策にもなっています。また、新人育成などの教材としても活用できます。

●内部・外部コミュケーションから改善の種を見つける(図2の③)

日々の生産活動の中で得られる農場内の情報を外部からの情報を、定期的に行われる





内部検証風景とモニタリング記録

HACCP チーム会議等において報告すること で改善につなげます。

県内では、冬場の子牛の下痢対策など、農場内で困っている情報を定期的に行う HACCPチーム会議で外部専門家に相談する ことで、管理獣医師、普及員、家畜保健所等 が改善に向けたアドバイスや対策を実施し、 問題の改善に向けていく取り組みが行われて います。

●定期的な検証活動による目標の確認および 修正・是正(図2の④)

畜産経営を営む中で、家畜や畜産物などの出荷ごと、もしくは安全性に関わる作業ごとに、安全性が確保できているかのチェック(モニタリング)を行います。これは定期的に検証を行うことで、チェック漏れや逸脱した事案に対する修正と是正を行うことができるからです。上記に述べた生産目標に対する達成度や未達成時の検証も含め、見直しを行うことで経営の改善につなげます。

●従事者への教育訓練の実施による力量向上(図2の⑤)

農場 HACCPでは、HACCPチームが従事者に対する農場作業手順や一般的な衛生管理に関する知識等の教育訓練を計画的に行うことが決められおり、このことが農場作業従事者の力量向上につながっています。また生産段階で課題となる問題に対し、外部専門家等によるアドバイスや説明を受けることで、課題に対する改善策を見いだしています。



HACCP チーム会議で課題となった「冬場の子牛管理」 について専門家から研修を受ける

●情報の分析と経営者による衛生管理システムの更新(PDCA サイクル)

日々の生産活動の中で得られる情報だけではなく、上記に述べた項目の中で得られる情報について、必要に応じて外部専門家を交えて HACCP チームで分析し、出てきた課題に対する対策と見直しについて経営者の意見や判断を入れることが重要です。

目標を定め、目標に向かって取り組み、その結果を検証評価し、改善に結びつける。そして、また新たな目標を定め取り組む。

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)

このサイクルをきちんと回すことが重要であり、農場 HACCP システムの構築や認証はスタートラインまでの準備にすぎません。

おわりに



作れば売れる時代から、商品(畜産物)としてのこだわりやその背景にある生産者の思い、そして品質保証(安全性)、生産性と収益性の確保など、現代の経営者はたくさんの

課題を背負っています。

経営者に言われたことがあります。「経営 は点ではなく線だから」と。

これはまさに経営を続ける中で、出てきた 課題に対し、どのように取り組みを次につな げていくかということであり、経営は PDCAサイクルそのものではないかと思い ます。

この農場 HACCP システムを活用して「家業から事業へ変換を図りたい」と言った経営者は、「農場 HACCP システムは PDCA サイクルを回すことで威力を発揮する。今は生産性も向上し、収益も上がっているので、今後は新たな経営展開に向けて進んで行きたい」と話しました。

その他の認証農場では「コミュニケーションの充実により従業員間の意思疎通が良くなった」「農場内での問題意識の共有で課題への取り組みに対する姿勢の変化があった」「全てを1人で行なっていたものが、目標を定め定期的に外部の評価を受けることで問題意識が芽生え、次のステップへの足掛かりにもなった」など、その効果は経営によってさまざまですが、現在、認証農場と構築中の農場のHACCPチームをサポートする専門家の1人として携わる中で、多くの経営者たちが農場HACCPシステムを活用し経営をステップアップしている現状に、新たなコンサルティングのツールとしての可能性を感じています。~一歩その先へ~

(筆者: (一社)神奈川県畜産会 家畜衛生部・経営 指導部(兼)家畜衛生部長/総括畜産コンサルタント)

行政の窓

消費税「軽減税率」制度について ~ 畜産農家に必要な対応等の視点から~

財務省主税局 加藤博之

消費税制度が変わります!

2019年10月1日より、消費税率10%への引上げに伴い、「軽減税率制度」が実施される予定となっています。また、同時に仕入税額控除の適用を受けるために必要な請求書等の保存方式として「区分記載請求書等保存方式」が実施され、さらに2023年10月からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されることとなっています。

本稿においては、「軽減税率制度」を中心に、その制度の基本的な内容とともに、実務面への影響や対応等について説明したいと考えます。

なお、文中の意見、主張等に関する部分については、筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属した・所属する組織の公式な見解等ではないことをあらかじめお断りします。

「軽減税率制度」の基本的な考え方

(1)「飲食料品の譲渡」の考え方

消費税「軽減税率制度」では、「飲食料品の譲渡」が軽減税率の適用対象となります。ここでいう「飲食料品」とは、人の飲用または食用に供されるものをいい、軽減税率が適用されるか否か(飲食料品の譲渡か否か)は、「売り手」が「販売時点」において判断することとなります。例えば、「豚骨」のように、「飲食料品」として譲渡することもあれば、食べることができないもの(不可食部位)として譲渡することもあるものについては、販売の際、「売り手」が「何を譲渡(販売)するのか」(人の飲食用か否か)を考え、適用税率を決めることとなります。

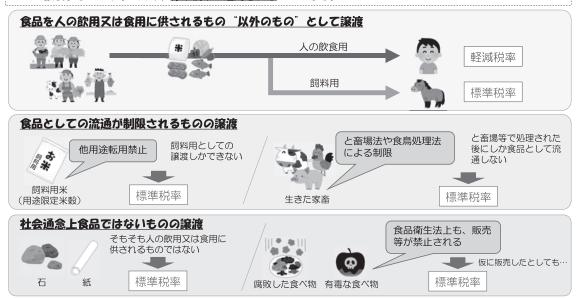
また、「生きた牛」(生体)のように、と畜場等で食肉処理された後にしか飲食料品(枝肉)として流通しないようなものの譲渡(生体取引)については、(「飲食料品の譲渡」に該当せず)軽減税率の適用対象とはなりません。

なお、出荷などに伴ってやり取りされる各種奨励金等については、「飲食料品の譲渡」の対価に該当しないことが一般的であり、標準税率が適用されるものと考えられます。

まずは、日々の取引を確認していただき、軽減税率が適用されるか否かのイメージを持って

(図1) 食品としての流通が制限されるもの等の適用税率について

- 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(二人の飲用又は食用に供されるもの)を指す。
- 適用税率の判定は「売り手」が行うため、売り手が"人の飲用又は食用に供されるもの"として譲渡する場合には軽減税率が適用され、人の飲用又は食用に供されるもの"以外のもの"として譲渡する場合には標準税率が適用される。
- 〇 しかし、<u>そもそも食品としての流通が制限されるもの</u>(例:飼料用米など)や、<u>社会通念上、人の飲用又は食用に供されるものとは言えないようなもの</u>(例:石・紙など)については、"人の飲用又は食用に供されるもの"として譲渡することはないため、標準税率が適用されることとなる。



いただくことが準備・対応のファーストステップだと考えます。

(2) 「軽減税率制度」の実施による影響(「税負担が増加するのではないか」との懸念)

「軽減税率制度」の実施後、畜産農家の「売上げ」の多くは軽減税率、「仕入れ」の多くは標準税率の適用対象となることが想定されます。それゆえに、「税負担が増加するのではないか」という誤解をされている方も少なくありません。

消費税の納税額は、売上税額から仕入税額を差し引いたものです。従って、「売上げ」と「仕入れ」における税率差は、申告・納税を通じて精算され、追加的な税負担が生じるわけではありません。

ただし、「仕入れ」の際に実際に支払う税込み総額は増加することもあり得ますので、資金繰りへの影響等も考慮し、経営方針を考えることが重要になると考えられます。

(3) 簡易課税制度への影響

また、簡易課税制度を適用する畜産農家の方からは「『みなし仕入率』が引き上げられなければ仕入税額が過小に評価されてしまうのではないか」との懸念も示されていました。

その点も考慮し、平成30年度改正において、軽減税率が適用される農林水産物を生産する農

林水産業 (「農林水産業 (食用)」) については、「みなし仕入率」が「70%」から「80%」に引き上げられています。

なお、簡易課税制度においては、個々の取引ごとに事業の種類を判定することとされています。例えば、枝肉などを用いて食品製造・加工も行っている畜産農家の方は、その事業が「農林水産業(食用)」(みなし仕入率80%)に該当するのか、それとも「製造業」(みなし仕入率70%)に該当するのか、それぞれ区分することが必要となります。

区分記載・区分経理への対応

(1)「売り手」と「買い手」の認識の一致の必要性

複数税率制度の下では、「売り手」と「買い手」の適用税率等の認識が一致することが重要です。そのため、「売り手」は自らが適用した税率等を「買い手」に伝え、「買い手」は「売り手」が適用した税率が自らの認識と合致するかを確認することとなります。

現行では、仕入税額控除の要件として、「帳簿」と「請求書等」の保存が求められています。 「軽減税率制度」実施後は、「帳簿」に「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要となる ほか、「請求書等」については現行の記載事項に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ご とに合計した税込対価の額」が追加された、区分記載請求書の保存が求められることとなりま す(区分記載請求書等保存方式)。

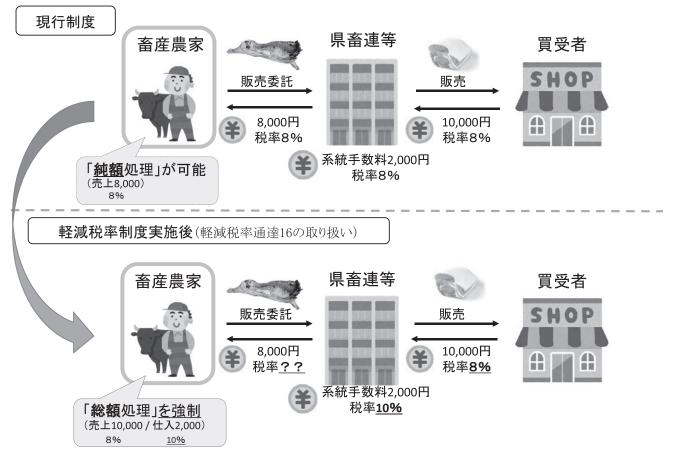
(2) 畜産農家の方が区分記載請求書を発行する場面

例えば、食肉卸売市場を経由した枝肉取引や指定生産団体を経由した生乳取引等においては、受託者である市場の卸売業者や指定生産団体が「買い手」に対し請求書等を交付することが一般的であり、「買い手」はその書類の保存により仕入税額控除を行うことができることから、畜産農家が区分記載請求書を自ら作成し交付する場面はそれほど多くないと考えられます。

また、食肉センター等による買付の場合であっても、食肉センター等は自らが仕入税額控除を行うために必要な事項を記載した「仕入明細書」を作成し、畜産農家に交付・確認を求める 実務が一般的であると考えられることから(要するに「仕入明細書」による対応)、畜産農家 が区分記載請求書を交付する場面はやはりそれほど多くないと考えられます。

他方、畜産農家が食品加工業者、乳業メーカーや小売業者などの事業者と直接取引を行う際には、現行交付している請求書に代わり、区分記載請求書の交付を求められるような場面も出てくることが想定されるため、畜産農家においても、区分記載請求書への実務的な対応・準備は行っておく必要があると考えられます。

(図2) 軽減税率通達16の取り扱いについて(畜産農家サイド)



消費税の税額計算における留意点

消費税の申告の場面における実務的な影響として、飲食料品の委託販売に係る課税売上の考え方について整理しておく必要があります。

現在、消費税の税額計算に際し、「純額処理」(販売委託手数料を差し引いた後の金額を課税 売上とする)を採用している畜産農家は、「軽減税率制度」の実施後、課税売上の考え方を変 更していただく必要があります。具体的には、「軽減税率制度」の実施後は、「販売高」(販売 委託手数料を差し引く前の金額)を課税売上としていただき、「委託手数料」(10%の標準税率 の適用対象)を課税仕入とすること(「総額処理」)が必要となります。

なお、このように消費税額の計算方法が変わるとしても、消費税の負担が増えるわけではありません。ただし、「事業者免税点制度(いわゆる「免税事業者」、基準期間(個人の場合、前々年)の課税売上高が1000万円以下)」や「簡易課税(基準期間の課税売上高が5000万円以下)」の適用の可否に影響が出てきますので留意が必要となります。

(筆者:財務省主税局税制第二課課長補佐*執筆時2019年7月1日時点)

畜産学習室

【連載】畜産現場におけるよりよい消毒を考える①

関 令二

はじめに



これまでややもすると、消毒とは「殺菌消毒薬をまくこと」といった消毒薬主体の仕事のように考えられていましたが、消毒は広い意味での衛生管理・バイオセキュリティの一部と考え、消毒対象も、これまでの畜舎、施設設備、機材等の消毒から、さらに畜舎回りの土壌や水を含む、広い意味での環境改善を重視した適切な対応を取らなければなりません。

消毒という仕事の対象である、各種の病原体と環境が、どのような関係にあるかを理解するため、2人の鶏病学者による論争について説明しましょう。

戦後、世界的な食糧危機への対応として最も増産しやすい鶏の飼育が各国で盛んになり、経営規模の大型化、集約化が進む中、原因不明の鶏呼吸器病が蔓延し大きな被害をもたらすようになりました。今になって見れば、マイコプラズマ菌による鶏マイコプラズマ病ですが、当時は病原体が明らかにならないまま胸膜肺炎様病原体(PPLO)による慢性呼吸器病群(CCRD)と呼ばれ、種々の対応がなされるも、その発生・流行を止められませんでした。このような中1962年に、本病について世界中の鶏病研究者による討議が行

われました。

その場で、イギリスの鶏病学者チュート (以下敬称略)は、「この病気は複数の第一 次病原体・P (Primary agents)に感染しているヒナにその後、複数の第二次病原体・S (Secondary agents)が感染した鶏病である。しかし、それだけではこのような状態にはならない。そこにさらに複数の飼育環境上のストレス・E (Environmental factor)が加わることで、慢性的な呼吸器病を発症するのだ」という自説を、R=Pn+Sn+Enという数式で示しました(R は慢性呼吸器病、n は複数性を示す)。

これに対し、フランスの鶏病学者ブリオンは、「大筋では賛成、しかし私は環境的な要因 E はもっと大きな影響をもたらすものであり、いうなれば相加的なものではなく相乗的なものと考える。数式で示すなら R=(Pn+Sn) × En とすべきだ」と述べ、最終的にこの考えが支持されました。

ここでいう第一次病原体Pとは、鶏の場合、感染種鶏からふ化した初生雛は産まれながらに親譲り、つまり介卵性にマイコプラズマ菌に感染保菌し、さらにふ化発生の過程で汚染環境から大腸菌に感染した場合は第一次病原体Pn=2となります。そして、このような2種類の第一次病原体に既感染した初生

雛が、出荷先養鶏農場の育成中に第二次病原体としてブドウ球菌と緑膿菌に感染したとすると Sn=2となり、さらに飼育環境の悪さEnとしてアンモニアガス、換気不良の2つが相乗的に作用することによって、チュート説の2+2+2=6に対し、ブリオン説では $(2+2)\times 2=8$ となり、病性はより悪化するということが示されます。

しっかりやれば 目に見える消毒の成果



消毒は、細菌とかウイルスという目に見えないものを相手にする仕事だけに、ある意味、やり甲斐のない、成果を確かめにくい仕事といえます。

とはいうものの、消毒を含む衛生管理という仕事は、根気よくやり続ければ、その成果が必ず出てくる仕事であり、私は「消毒は点ではなく、線、または面として」と言い続けてきました。その意味は、消毒は、1回だけの点としての作業ではなく、一定間隔で繰り返す「点のつながった線」としての仕事であり、同時に1人でも欠けることなく地域の生産者が足並みをそろえ、面としてやらなければならない町ぐるみ、地域ぐるみの仕事であるということです。

このようにやれば、必ず成果が得られるということを明らかにした面白い事例が、近 年、家畜伝染病の発生事例の中にあります。

最初の事例は、平成22年の口蹄疫発生時 に、牛・豚飼育農家に家畜保健衛生所職員が 精力的に地域ぐるみの面としての消毒を働き かけた結果、病傷事故実績に基づく支払い共 済金が、目に見えて減少したという事例です。表1に示すように、全体でも対前年度比で約15%減、肥育用子牛ではほぼ半減という数字になりました。

本資料を取りまとめた家畜保健衛生所職員は、「地域の全ての畜産農家が消毒に努力した結果であり、特にその成果は肥育用子牛の疾病の減少に表れ、そのことが支払金の減少となっている。しかし残念なことだが"喉もと過ぎれば熱さを忘れる"になるのではないか心配だ」と思いを記しています。

次の事例は、平成28~29年にかけて全国9 道県12農場に発生した高病原性鳥インフルエ ンザ H 5 N 6 例の中で、発生を免れた岩手県

(表1) 病傷事故実績による支払共済金比率

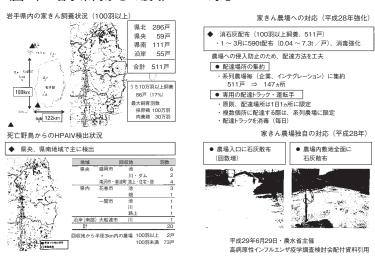
共済目的	支	 払共済金(F.])
	平成20年	平成21年 対前年比	平成22年 対前年比
13 成乳牛		100.6%	90.4%
14 育成乳牛		91.7%	110.7%
15 乳用子牛		135.8%	102.2%
16 乳用胎児		152.6%	75.0%
23 肥育用成牛		131.6%	77.5%
24 肥育用子牛		214.9%	43.2%
25 他肉成牛		109.3%	93.2%
26 他肉子牛		108.3%	71.3%
27 他肉胎児		98.0%	87.1%
計		103.3%	88.7%

共済支払いについて

平成22年の対前年比が減少した理由は、家畜の疾病が減少したことで、その結果診療件数も少なくなったためです。また、宮崎県の口蹄疫発生により各自治体、関係団体が、当家保管内の牛・豚飼養農家全戸に消石灰を配布し、すべての農家で消石灰液の踏込み消毒槽の設置あるいは牛舎内外への散布をしたためと考えられます。しかしながら平成23年以降散布する農家は減少傾向にあります(喉元過ぎれば熱さを忘れる…でしょうか)。

また、和牛農家では石灰を散布してから子牛の下痢が減 少したのは事実です。 (家畜保健衛生所職員)

(図1) 岩手県内家きん農場への AI 対応



しかしながら、せっかくこのような 良い経験や情報も、その後に生かされ ませんでした。わずか1年後の今回、 豚コレラ発生の中で同じ飼料運搬車が 岐阜県と愛知県の農場に出入りしてい たことが明らかになり、ウイルス汚染 車両によって豚コレラウイルスの感染 が起こったのではないかと指摘されて いることは残念でなりません。

の事例です (図1)。

同県は全国有数のブロイラー生産県であり、同時に採取された野鳥検体から AI ウイルスが分離され、また周辺の複数県で発生しているという厳しい条件の中、岩手県内では AI の発生が起こらなかったという事例です。同じような養鶏生産地で、渡りツルの感染が確認されていた鹿児島県出水地方の事例とともに、平成29年6月29日に開かれた農林水産省主催の疫学調査検討会で、両県の担当者から事例紹介されました。

この中の具体的な事例として特筆すべきは、農場へ消石灰を運搬するための配達トラックのあり方に最新の注意が払われたことです。「専用の配達トラックと運転手を決め、トラックの配送は原則として1日1ヵ所」とし、トラック汚染による伝播をできる限り防ぐ処置がなされました。また、同日の発表で、鹿児島県出水地方では地場産業である養鶏を守るため、養鶏関係者以外の地域の人たちの幅広い協力があり、防疫措置として厳しい消毒を行ったことが報告されています。

飼育環境、特に畜舎回りの 土壌の状態を見直そう



筆者が、昭和22年に、当時の国立大宮種鶏場に獣医職として赴任早々ぶつかった鶏病は、黒頭病、コクシジウム症、回虫、条虫、十二指腸虫といった、土から感染する鶏病でした。それからというもの、「土と鶏病」の結びつきが今日まで私の頭から離れなくなっています。

その後、牛の飼養現場も見る機会が増える につれ、家畜飼育現場全体の問題として、土 と家畜疾病の関係をもう一回勉強し直すべき と考え、関連する資料や文献を読むようにな りました。

一般的な細菌、寄生虫、原虫といった常在 的な病原体はもちろん、現在、問題になって いるヨーネ病、カンピロバクター症、その他 の家畜感染病についても、畜舎内だけでな く、畜舎回りの土壌に関わる問題として対応 しなければならないと考えています。

(筆者: 獣医師、家禽疫学専攻)

畜産データボックス

平成30年度養豚農業実態調査全国集計結果から ③経営推移と今後の動向

調査回答状況

回答は平成30年8月1日現在確認できている養豚生産者を対象(3240件(前年度調査において調査票を配布し、回答が無くても廃業報告がなされなかった者を含む))に調査を

実施した。回答が得られた875件のうち、経営中止、休業等の無効回答および廃業を除いた820経営体について全国、地域別、子取り用雌豚頭数規模別等で集計・分析した。

繁殖豚飼養頭数

(1)繁殖豚飼養頭数

[1] 飼養頭数の推移(地域別)

n = 698

		全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 • 四国	九州 • 沖縄
増やした	回答割合(%)	12.9	12.6	11.5	2.7	10.4	8.3	16.0	18.8
増やした	頭増	6, 799	1, 227	2, 035	0	222	40	1,486	1,789
変更していない	回答割合(%)	74.5	80.0	76.6	78.4	67.5	75.0	70.0	68.8
減らした	回答割合(%)	12.6	7.4	12.0	18.9	22.1	16.7	14.0	12.3
残りした	頭減	3,002	481	794	101	481	13	47	1,085

- ① 繁殖豚飼養頭数は、前年同期と比較して「増 や し た」が12.9%で、昨 年 度 の 12.4%をわずかながら上回った。「減ら し た」は12.6%と、こ ち ら も 昨 年 の 10.7%を上回った。最も多かった回答は「変更していない」の74.5%だった。
- ② 頭数では、「増やした」が6799頭、「減ら

(2)繁殖豚飼養頭数増減の理由

〔1〕 増頭の理由(地域別、複数回答)

した」が3002頭で、増やした頭数が減らした頭数に比べて3797頭多い。頭数ベースで増えているのは、地域別では「九州・沖縄」の1789頭、子取り用雌規模別では「1000頭~」で2302頭と全体増頭分の1/3以上となっている。

単位:%、n=92

	全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国· 四国	九州· 沖縄
計画していた豚舎が完成したため	38.0	47.6	33.3	100.0	33.3	0.0	57.1	30.8
後継者が経営に参加したため	8.7	9.5	18.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
1頭当たりの収益性が低下したため	17.4	14.3	18.5	0.0	22.2	100.0	0.0	19.2
委託、預託の農場を増やした	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出荷元から増頭の要請があったため	3.3	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	14.3	3.8
生産者の減少に伴う投資として	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7
生産を縮小していたのを元に戻した	16.3	9.5	18.5	0.0	22.2	100.0	14.3	15.4
その他	20.7	23, 8	14.8	0.0	22, 2	0.0	14.3	26.9

単位:%、n=85

〔2〕減頭の理由(地域別、複数回答)

	全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国•四国	九州· 沖縄
疾病対策で豚を入れ替えるため	15.3	16.7	25.0	0.0	17.6	0.0	0.0	12.5
生産費の高騰で儲からないため	2.4	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
老齢化で労働が厳しくなったため	24.7	8.3	20.8	0.0	52.9	50.0	37.5	12.5
労働力が確保できなくなったため	17.6	0.0	25.0	50.0	17.6	0.0	12.5	12.5
委託、預託農場となるため	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
廃業するため	12.9	16.7	12.5	0.0	11.8	0.0	25.0	12.5
飼養システム・経営形態の変更	4.7	0.0	8.3	16.7	5.9	0.0	0.0	0.0
環境対策	8.2	0.0	12.5	0.0	17.6	0.0	0.0	6.3
その他	37.6	58, 3	25.0	66.7	17.6	50.0	50.0	43, 8

- ① 繁殖豚頭数を増やした理由で最も割合が 高いのは、「計画していた豚舎が完成し たため」の38.0%。次いで「1頭当たり の収益性が低下したため」が17.4%、「生 産を縮小していたのを元に戻した」が 16.3%、「後継者が経営に参加したため」 が8.7%となっている。
- ② 繁殖豚の頭数を減らした理由で最も高いのは、「老齢化で労働が厳しくなったた
 - **養**豚経党動向

- め」の24.7%で、次いで「労働力が確保 できなくなったため」の17.6%となって いる。
- ③ また、肥育豚については、頭数を減らした理由で最も割合が高いのは、「老齢化で労働が厳しくなったため」が23.2%で最も多く、次いで「労働力が確保できなくなったため」14.5%、「廃業するため」13.0%と続いている。

● 今後の養豚経営動向

(1) 今後の養豚経営の意向(地域別)

n = 798

		全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 • 四国	九州 • 沖縄
経営を拡大する(A)	回答数	234	66	70	11	18	6	7	46
柱当で加入する(A)	割合(%)	29.3	33.8	30.0	25.6	21.2	31.6	29.3	27.9
現状維持	回答数	492	118	144	28	54	11	35	102
5元1八胜1寸	割合(%)	61.7	60.5	61.8	65.1	63.5	57.9	60.3	61.8
経営を縮小する(B)	回答数	72	11	19	4	13	2	6	17
柱呂を相小りる(D)	割合(%)	9.0	5.6	8.2	9.3	15.3	10.5	10.3	10.3
合計	回答数	798	195	233	43	85	19	58	165
百計	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2)経営を拡大 (1)の(A)内訳(地域別)

n = 233

		全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 • 四国	九州 • 沖縄
今年中に規模縮大	回答数	26	10	7	0	2	1	0	6
ブギヤに効疾相入	割合(%)	11.2	15.2	10.0	0.0	11.1	16.7	0.0	13.3
3年以内に規模拡大	回答数	92	22	25	4	7	2	8	24
3 年以内に 成 に 放 な 以 は れ 、 、 、 、 、 、 、 、 、	割合(%)	39.5	33.3	35.7	36.4	38.9	33.3	47.1	53.4
規模拡大を検討中	回答数	115	34	38	7	9	3	9	15
別保加入を快刊中	割合(%)	49.4	51.5	54.3	63.6	50.0	50.0	52.9	33, 3
合計	回答数	233	66	70	11	18	6	17	45
「田田	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3)経営を縮小 (1)の(B)内訳(地域別)

n = 72

		全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 • 四国	九州 • 沖縄
今年中に規模縮小	回答数	6	1	1	1	0	0	0	3
ラキ甲に	割合(%)	8.3	9.1	5. 3	25.0	0.0	0.0	0.0	17.6
3年以内に規模縮小	回答数	7	0	5	0	1	0	0	1
3 年以内に別使梱力	割合(%)	9.7	0.0	26.3	0.0	7.7	0.0	0.0	5.9
規模縮小を検討	回答数	14	4	2	0	2	0	1	5
が代表相互いて代記	割合(%)	19.4	36.4	10.5	0.0	15.4	0.0	16.7	29.4
 今年中に廃業予定(C)	回答数	3	1	1	0	0	0	0	1
プサヤに焼来了た(し)	割合(%)	4.2	9.1	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
廃業を検討(D)	回答数	42	5	10	3	10	2	5	7
焼未を快引(D)	割合(%)	58.3	45.5	52.6	75.0	76.9	100.0	83.3	41.2
合計	回答数	72	11	19	4	13	2	6	17
田田	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ① 今後の養豚経営の意向は「経営を拡大」 が29.3%と前年度より2.9%増加した。 「現状維持」61.7%、「経営を縮小」が 9.0%と、「現状維持」の割合が減少し、 「縮小」「拡大」の意向が増加している。
- ② 「経営を拡大する」との回答者では具体的に「今年中」「3年以内」との回答が

ほぼ半数だった。

③ 経営を縮小する意向の内訳をみると、「廃業を検討」が58.3%で最も高く、「今年中に廃業する計画がある」4.2%を合わせた45経営体62.5%が廃業を考えている。

(4) 廃業

廃業予定・検討 (3)の(C・D)の廃業理由(地域別)

n = 45

	全国	北海道 ・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 • 四国	九州 • 沖縄
後継者がいない	25	3	5	1	5	2	4	5
労働力が確保できない	8	1	2	1	3	0	0	1
環境問題	2	0	1	0	0	0	1	0
負債がある	2	0	1	0	0	0	0	1
生産費の高騰で儲からない	1	0	1	0	0	0	0	0
その他	7	2	1	1	2	0	0	1
合計	45	6	11	3	10	2	5	8

- ① 「廃業したいと考えている」または「廃業する計画がある」としては、その理由を回答した45経営体でみると、「後継者がいない」が54.3%で最も高く、次いで「労働力が確保できない」17.4%となっている。
- ② 地域別にみると、「後継者がいない」の 割合が最も高いのは、「近畿」100%、次 いで「中国・四国」80%、「九州・沖縄」

62.5%と続いている。

③ 「労働力が確保できない」の割合が高いのは、「北陸」33.3%、「東海」30.0%、「関東」18.2%となっている。

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の交付金単価

[令和元年7月分]

令和元年7月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律 第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成 30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(5)のオの規定および同(5)のカの規定に より準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費並びに 交付金単価を表1および表2の通り公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和元年11月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価(概算払)

算出の区域	肉用牛 l 頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛 1 頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※	算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛 1 頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※
北海道	1, 182, 630 円	1,210,337円	20,936.3円	石川県	1,352,540円	1, 183, 300 円	_
青森県	1, 183, 808 円	1, 184, 150円	_	福井県	1,439,911円	1, 181, 265 円	_
岩手県	1, 206, 765 円	1, 205, 915 円	_	愛知県	1,232,001 円	1, 206, 362 円	_
(日本短角種を除く)	1, 200, 705 []	1, 205, 915 []	_	鳥取県	1, 186, 877 円	1, 229, 724 円	34, 562. 3 円
岩手県	740, 937 円	739, 145 円		島根県	1, 208, 251 円	1, 208, 187 円	_
(日本短角種)	740, 937 []	739, 143 []	_	岡山県	1, 232, 140 円	1, 162, 655 円	_
宮城県	1, 254, 497 円	1,227,477円	_	広島県	1, 189, 136 円	1, 192, 262 円	_
秋田県	1, 262, 567 円	1,212,629円	_	山口県	1, 209, 537 円	1,210,860円	_
福島県	1,250,032円	1,217,532円	_	香川県	1,294,300円	1, 183, 208 円	_
茨城県	1, 233, 930 円	1, 225, 465 円	_	愛媛県	1, 223, 474 円	1, 167, 679 円	_
栃木県	1, 236, 786 円	1, 197, 181 円	_	福岡県	1, 176, 026 円	1,231,763円	46, 163. 3 円
群馬県	1,241,587円	1, 167, 774 円	_	佐賀県	1, 235, 057 円	1, 234, 495 円	_
埼玉県	1, 232, 043 円	1, 197, 490 円	_	長崎県	1,226,044円	1, 227, 285 円	_
千葉県	1, 234, 678 円	1,227,601円	_	熊本県	1,208,531円	1, 179, 465 円	_
神奈川県	1,231,396円	1, 157, 768円	_	大分県	1, 134, 208 円	1, 229, 679 円	81,923.9円
山梨県	1, 245, 804 円	1,220,376円	_	宮崎県	1,274,812円	1,215,267円	_
長野県	1, 243, 846 円	1,221,163円	_	鹿児島県	1,246,631円	1, 248, 423 円	_
静岡県	1, 243, 868 円	1,236,117円	_	沖縄県	1, 191, 260円	1, 196, 658 円	858.2円
新潟県	1, 245, 209 円	1, 189, 486 円	_	二以上の	1 220 576 11	1 222 140 🖽	
富山県	1,519,564円	1, 198, 939 円	_	都道府県の区域	1, 328, 576 円	1, 223, 149 円	_

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価 (概算払)※		
交雑種	770, 912 円	767, 315 円	_		
乳用種	462, 442 円	502, 111 円	31,702.1円		

※肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額